

地方独立行政法人京都市立病院機構業務方法書（案）

業務方法書（案）	備 考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人京都市立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第3条の規定に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法についての基本的事項を定め、その業務の適正な執行に資することを目的とする。</p> <p>(業務運営の基本方針)</p> <p>第2条 法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するものとする。</p> <p>2 法人は、法の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、組織及び運営の状況を住民に明らかにするものとする。</p> <p>(経費の執行等)</p> <p>第3条 法人の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度で支出するものとする。</p> <p>2 法人の収入は、的確かつ厳正に確保するものとする。</p> <p>(財産の管理及び運用)</p> <p>第4条 法人の財産は、常に良好な状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用するものとする。</p> <p>(業務の執行に関する事項)</p> <p>第5条 法人は、地方独立行政法人京都市立病院機構定款第15条各号に規定する業務を行う。</p> <p>2 法人の設置する病院、診療所又は介護老人保健施設における診療科目、実施事業及び管理に関し必要な事項は、法人の規程で定めるものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第6条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務の方法に関し必要な事項は、法人の規程で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この業務方法書は、京都市長の認可の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</p>	<p>業務方法書の目的を記載</p> <p>法第3条に規定する法人制度の趣旨、制度運営の原則である業務の公共性、透明性の確保を法人の業務運営の基本方針に据える。</p> <p>必要最少限度の支出の原則及び収入の厳正な確保の考え方を法人の経費執行等の原則に据える。 (自治体については地方財政法第4条に同様の規定がある。)</p> <p>財産の良好な管理及び効率的な運用の考え方を法人の財産管理及び運用の原則に据える。 (自治体については地方財政法第8条に同様の規定がある。)</p> <p>法人定款第15条に規定する範囲の業務のうち、法人が実施する業務（同一）を規定する。</p> <p>病院等の運営に関する重要事項は、法人の規程で明らかにしておかなければならない旨を定める。</p>